

Title	憲法保障における機能的等価物の比較憲法学的研究 : 日本、ウズベキスタン共和国及びソビエト社会主義共和国連邦の実践を対象に
Author(s)	Umirov, Fakhriddinovich Fitrat
Citation	大阪大学, 2021, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/81930
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について <a>〉 をご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

論文内容の要旨

氏 名 (UMIROV FITRAT)	
論文題名	憲法保障における機能的等価物の比較憲法学的研究 ～日本、ウズベキスタン共和国及びソビエト社会主義共和国連邦の実践を対象に～
<p>憲法の最高法規性に対しては、ときとして法令などの下位の法規範によって侵害されるという事態が生じる。そこで、憲法の侵害を招く政治の動きを事前に防止し、または事後に是正するために憲法保障制度が必要である。</p> <p>憲法上保障されている基本権を制限する立法の合憲性が争われた事例において、そうした制限の合憲性について判断していく、裁判所による事後的救済としての合憲性審査（違憲審査）という制度がよく知られている。しかし、合憲性審査制については、民主政治において、選挙によって選ばれたわけでもなく、また人民に対して説明責任を負っているわけでもない裁判官が、司法審査権を行使することは、いかなる理由で正当化されるのか、という「反多数派主義の難点（Counter-majoritarian Difficulty）」の問題も取り付かれてきた。</p> <p>また、裁判所が合憲性審査にあたって、政策決定者たる政治部門の判断をできる限り尊重し、それに介入することはなるべく控えようとする態度、いわゆる司法消極主義を基本とすべきであると考えられてきた。</p> <p>裁判所による合憲性審査制の消極的な運用をもたらす上記の実質的論拠下で、国民の憲法上の権利を保護し、憲法による秩序を存続させ、安定させる、憲法保障の他の手段はないかという問題が生じる。</p> <p>ウズベキスタン共和国憲法第108条は、「ウズベキスタン共和国憲法裁判所は立法府および行政府による法令等の憲法への適合性を審理する裁判所である」と規定した上、ウズベキスタン共和国に憲法裁判所型の合憲性審査制を導入している。しかし、憲法裁判所の設立後28年近くになる期間で、法令などの法規範を憲法違反としたのは7件に過ぎない。1998年2月の違憲判決が最後のものであり、それ以降は違憲判決が出されていない。ウズベキスタン共和国憲法裁判所による合憲性審査（事後的審査）の実際について、憲法裁判所による合憲性審査の法的問題としてその審査基準あるいは解釈方法が十分ではないという審査基準の問題、憲法裁判所の立法発議権と判決の効力に関連する問題、具体的規範統制の実現を不可能にする事項などの各種の問題が指摘される。</p> <p>ウズベキスタン共和国憲法上憲法裁判所に与えられている権限、また憲法裁判所判断の拘束力が法律上認められているにも関わらず、憲法裁判所の合憲性審査制の運用は不活発であり、消極的な立場にあると考えられる。それで、憲法裁判所は、その活動が不活発であるという批判を受けてきている。そういう状況の下で憲法の保障はいかなる方法でなされているかということについては、合憲性審査制と機能的に等価である他の制度の存在を検討する必要がある。</p> <p>そのような問題への関心から、憲法裁判所以外、いかなる機関が実務上憲法保障の機能を果たしているか、また、いかなる手続きにおいて、どの程度の審査権が認められているかを明確にすることによって、ウズベキスタンにおける合憲性審査制と機能的に等価である他の制度の憲法保障における役割を明らかにすることを目的としている。</p> <p>まず、一つ目がウズベキスタン共和国最高裁判所総会である。ウズベキスタンでは憲法保護を行っている他の制度としてウズベキスタン共和国最高裁判所総会の役割が機能的に違憲審査制に近い。最高裁判所総会が下級裁判所に対して法令の適用に関する指導的意見を下す権限を有する。本制度は、旧ソ連時代に登場し、ソビエト連邦最高裁判所とソビエト各共和国最高裁判所に属する権限であった。登場した段階では、合憲性審査制の専門機関としての役割を果たしていたが、時代が変わっていくことによって、合憲性をはかる専門機関としての性質をだんだん失い、合法性監督の機能を行って行くことになっていく。現在も、ロシア、及び他の旧ソ連諸国の最高裁判所に属する権限として残存しており、憲法を解釈することができるのかという意味では、合憲性審査制の専門機関として認められていないが、法令に対する解釈を行った事例がなされてきており、事実上合憲性審査制への貢献ではあるにせ</p>	

よ、合憲性審査制の機能的等価物であるということが出来る。憲法裁判所による違憲審査制が司法消極主義という状況の下にあるということに対し、最高裁判所総会の憲法保障における役割が非常に大きいと考えている。

この点について、ウズベキスタン共和国は1990年までソビエト連邦構成共和国の1つであったという歴史の流れに沿って、現代における憲法保護制度の検討を行うために、旧ソ連時代を尋ねる必要がある。なぜなら、合憲性審査制の運用が始まったのがソビエト連邦の形成後（1922年）であり、1923年から1933年までの時期において合憲性審査の機能を果たしていたのがソビエト連邦最高裁判所であった。30年代以降は、ソビエト連邦最高裁判所が合法性監督の機能を果たすことになる。それは法律解釈の機能であり、下級裁判所に対して、法令適用に関する意見を下す権限のことである。80年代に来て、まったく新しい憲法裁判所を成立する動きが始まるが、最高裁判所は法令適用に関する解説を下す権限をもって現在に至っている。

二つ目は、法案事前審査制の存在についてである。法令審査制度自体は、法律が制定されるまでの段階で行われる事前審査と制定を得、施行されている法律の憲法への適合性が争われる場合の事後的審査に大別されており、かくて、法案事前審査が事後的救済としての合憲性審査制の機能的等価物として考えられる。法案の事前審査制度も憲法保障の一つの方法として認知されている。日本における内閣法制局による法案事前審査制、あるいは、ウズベキスタン共和国における司法省による法案事前審査制がそれにあたる。日本では、内閣法制局が厳格な法案の事前審査を行使しており、内閣法制局による事前審査を得て制定された法律、政令の中最高裁判所が違憲判決を下したものはほとんどないという事実から、それが司法消極主義の原因の一つであるという議論がなされてきた。そういうことで、本制度も機能的には違憲審査制と等価である考えられ。

合憲性審査制が消極的な立場にあるという現状において、その機能的等価物である他の制度の憲法保障制度としての性質を明らかにすることが大事だと考えている。なぜならば、これらの制度は、憲法保障を行う専門機関ではなく、保護機能を果たしているだけで、憲法を保障するために十分であると言えるには検討が必要である。

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏 名 (UMIROV FITRAT)			
	(職)	氏 名	
論文審査担当者	主 査	教授	福井 康太
	副 査	教授	高田 篤
	副 査	教授	高井 裕之

論文審査の結果の要旨

ウミロフ・フィットラト氏の博士学位請求論文「憲法保障における機能的等価物の比較憲法学的研究～日本、ウズベキスタン共和国及びソビエト社会主義共和国連邦の実践を対象に～」は、合憲性審査、合憲性監督といった憲法保障機能を担う憲法裁判所、最高裁判所、事前審査機能を担う司法省、日本の内閣法制局など、機能的に対応する役割を担う国家機関の役割について、日本、ウズベキスタン、さらには旧ソ連にまでさかのぼって比較検討を行った労作である。旧ソ連邦の憲法保障制度を論じた研究は日本では少なく、オリジナリティーの高い研究と評価できる。同論文の要旨は以下の通りである。

憲法の最高法規性は時として下位の法規範によって侵害されるという事態が生じる。そのような憲法侵害を招く政治の動きを事前に防止し、または事後に是正するために憲法保障制度が必要である。憲法上保障される基本権を制限する立法の合憲性が争われる事例では、そのような制限の合憲性について判断する、裁判所による事後的救済としての合憲性審査（違憲審査）が議論されることが多い。しかし、合憲性審査については、選挙によって選ばれたわけでもなく、また人民に対して説明責任を負うわけでもない裁判官が、司法審査権を行使することが、民主制のもとでいかなる理由で正当化されるのか、という「反多数派主義の難点」（Counter-majoritarian Difficulty）の問題が指摘される。また、裁判所が合憲性審査をするにあたっては、政策決定者たる政治部門の判断をできる限り尊重し、それに介入することはなるべく控えようとする態度、いわゆる司法消極主義を基本とすべきであるとも言われてきた。裁判所による合憲性審査制の消極的な運用をもたらす上記のような実質的論拠が支配的である中、なお国民の憲法上の権利を保護し、憲法による秩序を存続させ、安定させるための、他の憲法保障手段はないのかという議論が求められることになる。

この点、ウミロフ氏によれば、ウズベキスタンでは、同国憲法によって憲法裁判所に合憲性審査の権限が与えられ、また憲法裁判所の判断に拘束力が法律上認められているにも拘らず、憲法裁判所の合憲性審査制の運用は不活発であり、同国は司法消極主義であると評価される。同氏の問題意識は、このような状況の下で憲法保障はいかなる方法でなされるかということについて、憲法裁判所による合憲性審査制と機能的に等価な他の制度の存在を検討する必要があるということに端を発している。

以上のような問題関心から、ウミロフ氏は、憲法裁判所以外にいかなる機関が実際上の憲法保障機能を果たしているのか、また、いかなる手続において、どの程度の審査権が認められているのかを明確にすることによって、ウズベキスタンにおける合憲性審査制と機能的に等価な他の制度の憲法保障上の役割を明らかにしようと試みている。

一つ目は、ウズベキスタン共和国最高裁判所総会である。ウズベキスタンでは、憲法保障を行う他の制度としては、ウズベキスタン共和国最高裁判所総会の役割が機能的に憲法裁判所による合憲性審査制に近い。最高裁判所総会は、下級裁判所に対して法令の適用に関する指導的意見を出す権限を有している。この制度は、旧ソ連時代に登場したもので、ソビエト連邦最高裁判所とソビエト各共和国最高裁判所に属する権限であった。この制度は、これが登場した段階では、合憲性審査の専門機関としての役割を果たしていたが、時代が変わるにつれて、合憲性審査を行う専門機関としての性格を失い、合法性監督の機能のみ行使するようになる。現在も、この制度はロシアおよび他の旧ソ連邦諸国の最高裁判所に属する権限として残存しており、直接的な憲法解釈権は有しないが、法令に対する解釈を行った事例が蓄積されており、事実上合憲性審査制に貢献しているといえることができる。

二つ目は、ウズベキスタンの司法省による法令事前審査制である。法令審査制度には、法律制定の前段階で行われる事前審査と、制定後施行されている法令の憲法適合性が争われる場合の事後審査に大別されており、法案段階での法令事前審査もまた事後的救済としての合憲性審査制の機能的等価物として考えられる。これによって事後に法令の合憲性に疑義が生じる場合は大きく減っていると考えられるからである。司法省による法案段階での法令事前審査は合憲性のみならず、法令相互の整合性の確保にもつながっており、これによって法令解釈上の疑義を大きく減らしていることは高く評価してよい。この点、日本では、内閣法制局が厳格な法案の事前審査を行っており、内閣法制局による事前審査を経て制定された法律、政令のうち最高裁判所が違憲判決を下したものはほとんどない。以上の理由から、ウズベキスタンの司法省による法案段階での事前審査と日本の内閣法制局による事前審査を比較検討することには大きな意味がある。

以上を受けて、ウミロフ氏の博士学位請求論文は次のような構成をとることになる。

まず、序章では以上のような問題意識と検討対象が明示される。これに続く「第1章 ウズベキスタン共和国における合憲性審査制の沿革」では、旧ソ連時代にまで遡って最高裁判所の役割の検討が行われ、それが当初合憲性審査を主たる役割としていたものが、特別機関に憲法解釈権を奪われた結果、合憲性監督のみ行うようになって、その制度が現在のウズベキスタン共和国にも引き継がれていることが明らかにされる。「第2章 ウズベキスタン共和国における合憲性審査制」では、ウズベキスタンの憲法裁判所の権限と実際上の役割について実際に行われた7つの違憲判決を検討することで明らかにしようとして試みている。さらに、違憲判決があまり行われない理由を明らかにするため、ロシア連邦の憲法裁判所と日本の最高裁判所による違憲判決の検討も行っている。「第3章 ウズベキスタンにおける合憲性審査制の機能的等価物」では、ウズベキスタンの最高裁判所総会の権限と実際上の役割について、ロシア連邦の制度と比較しながら解明している。「第4章 ウズベキスタン共和国における法令事前審査の論点」では、ウズベキスタンの司法省による事前審査について、統計資料などを用いながら、これが事後の違憲判決を大きく減らしている可能性が高いことを明らかにし、また、日本の内閣法制局による法案の事前審査とこれを比較し、法令の事前審査の実効性の高さについて証示しようとして試みている。「第5章 憲法保障理論の再考察」では、憲法保障の意義をその最広義のもの（抵抗権、国家緊急権）から、狭義のもの（憲法裁判所や司法裁判所による法令の違憲審査、司法省や内閣法制局による法令の事前審査）まで検討し、実効的意味での憲法保障を行うためには形式的意味での憲法を保障する狭義の憲法保障こそが重要であるということを明らかにしている。

以上から窺われる通り、ウミロフ氏の論文は憲法保障という大きな問題に正面から取り組む優れた論文であると評価できる。もっとも、「機能的等価」が鍵概念となっているが、その「機能」の内容が明確にされておらず、このままでは最広義の憲法保障である抵抗権や国家緊急権まで検討対象に含まれてしまうという点や、第5章で行っている憲法保障の意義の検討はむしろ最初に行うべきで、そうすれば「機能的等価」の内容もおのずと絞り込むことができたのではないかという点は気になる点であった。文章にもこなれていないところが多々見られ、同論文はやや粗削りな論文であるという印象はある。とはいえ、旧ソ連邦の憲法保障制度を論じた研究は日本では少なく、同論文はオリジナリティーの高い研究と評価でき、博士（法学）の学位授与に値するという点で3名の審査員全員で意見の一致を得た。

なお、本論文について剽窃がないことは確認済みである。